

スムーズな検針にご協力を

水道メーターの検針が効率よくできるように、ご協力をお願いします。

- 水道のメーターボックスの上やその付近に、物を置かない
- 飼い犬は、水道メーターボックスから離れた場所につなぐ
- 建物の増改築などで、水道メーターボックスが床下や屋内になる場合は、検針のしやすい場所へ移動する

問い合わせ

水質検査について

浄水課水質管理担当 ☎237-5850

水道管の漏水調査などについて

工務課調査・維持担当 ☎237-5814

水道メーターの交換について

営業課給水・計量担当 ☎237-5807

商品の購入に関するトラブルについて

津市消費生活センター ☎229-3313

悪質な業者にご注意を!

水道局職員や委託業者を装い、浄水器の購入や水道管の洗浄を勧める訪問販売が増えています。また、水道メーターの交換を装って料金を請求するなど、より悪質なケースも発生しています。トラブルに巻き込まれないよう十分注意し、不審な点があればお問い合わせください。

- 皆さんからの依頼がない限り、突然訪問して水質検査をすることはありません。
- 浄水器の販売やあっせんは行っていません。
- 水道管の洗浄の委託はしていません。道路などの漏水調査を委託する場合は、事前に該当地区の皆さんにお知らせし、料金を請求することはありません。
- 水道メーターの交換は無料です。水道メーターは耐用年数に到達するまでに、水道局が委託した業者が地区ごとに交換します。対象者には、前もって検針時にお知らせします。

4月1日から 上下水道事業の業務推進体制を変更

4月1日から、水道事業と下水道事業の推進体制が次のとおり変更になります。なお、両事業の業務は、これまでどおり現在の水道局庁舎で行います。

◆新たに設置します

上下水道事業管理室

上下水道事業などに係る長期的な経営戦略と総合的な企画に関する事務、水道局・下水道局の人事管理に関する事務などを行います。

◆変わります

水道事業管理者

上下水道事業管理者

現在水道事業を管理している水道事業管理者を改め、水道事業と下水道事業を管理する上下水道事業管理者を設置します。

下水道部

下水道局

上下水道事業管理者の下に、水道局と下水道局を設置し、上下水道事業等を着実に実施します。下水道局では、新たに津市営浄化槽事業の業務を行います。

- ※使用料は、水道料金と併せて徴収を行います。
- ※農業集落排水処理施設使用料も水道料金と併せて徴収を行います。

安芸水道事業所・一志水道事業所

安芸事業所・一志事業所

現在行っている水道事業の施設に関する事務等の業務に加え、新たに下水道事業の施設に関する事務等の業務を行います。